○木更津市発注工事における近接工事の取り扱いについて

(平成27年2月27日決定)

改正 平成31年 3月18日

本市では、近接となる要件の工事(以降「近接工事」という。)を同一業者が施工することにより、経費節減が図れることから、施工中の業者の入札参加を認める近接工事の取り扱いを定める。

記

- 1 近接工事となる要件(以下の全てに合致するもの)
 - (1) 工事場所が同一敷地内又は工事区域が隣接する工事 隣接=直線距離で概ね100m以内かつ地形等により分断されない。
 - (2) 工期が重複する

入札時期が先行発注した工事(以降「現工事」という。)の工期内 ただし、近接工事の契約日において、現工事の工事完成通知書が提出されているときはこ の限りではない。

- (3) 同一工種であり、木更津市が発注するもの
- (4) JVとJVの1構成員とは対象外とする
- 2 近接工事の取り扱い
 - (1) 1の要件を満たし、設計金額がともに1,000万円以上である現工事と近接工事を同一業者が受注した場合、近接工事の諸経費を合算計算にて調整し契約(減額)変更を行う。
 - (2) 1の要件を満たし、設計金額がともに1,000万円以上に該当しない場合は、入札の公平性の観点から現工事の受注者は、入札参加資格を有しないものとする。
 - (3) 現場代理人並びに主任技術者は兼任を認める。
 - (4) 公告及び特記仕様書に以下の事項を記載する。

第△△条 近接工事となる場合の取扱い

●●●●工事の受注者が、本工事についても請負った場合には当該2工事の設計金額

の合計額より定まる率によって算定した諸経費から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再計算し、変更するものとする。

ただし、本工事の契約日において、●●●●工事の工事完成通知書が提出されている ときはこの限りではない。

3 施行日

平成27年4月1日

附 則(平成31年3月18日)

この取り扱いは、平成31年4月1日から施行する。